老人福祉センター屋根外壁等改修工事
設計図

図面番号	図面名称
A － 00	タイトル、図面リスト
A － 01	特記仕様書（1）
A － 02	特記仕様書（2）
A － 03	特記仕様書（3）
A － 04	案内図、配置図
A － 05	改修１階平面図
A － 06	改修２階平面図
A － 07	改修屋根伏図
A － 08	改修立面図
A － 09	改修１階天井伏図
A － 10	改修２階天井伏図、機械室改修図、煙突改修図

株式会社 石川設計

訂正

〒034-0094 青森県十和田市西二十二番町２－４１ TEL 0176(25)2100（代） FAX 0176(25)2101

一級 青森県知事登録 第３９７号 株式会社 石川設計

検印	主任担当	担当	担当	No.	工事名	図面番号	設計
長畑	名久井			２１１３－００	老人福祉センター屋根外壁等改修工事	A－000	1級建築士登録第 ２１９７１７号
				設計年月日 R３．６	図面名称 タイトル、図面リスト	縮尺 NS	長畑良博

老人福祉センター屋根外壁等改修工事 様書

Ⅰ　工事概要

1．工事場所　青森県上北郡おいらせ町

2．敷地面積

3．工事種目　外部改修工事

4．工事範囲　図示による

Ⅱ　建築改修工事仕様

（１）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版［平成31年制定］」（以下「改修標準仕様書」という。）による。
　図面、本特記仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版［平成31年制定］」（以下「標準仕様書」という。）による。

（２）電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様書は（　／　）図、機械設備工事の特記仕様書は（　／　）図による。

（３）本特記仕様書の表記
　１）項目は、⊙印の付いたものを適用する。
　２）特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。
　　⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
　　⊙印と⊗印の付いた場合は、共に適用する。
　３）特記事項に記載の［　．　］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
　４）特記事項に記載の（　．　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
　５）Ｇ印は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 2年2月7日変更閣議決定）」に定める特定調達物品における判断の基準（特定調達品目「公共工事」においては表１中の品目ごとの判断の基準）を満たすものを示す。

章　項　目

1章 各章共通事項

⊙適用基準

１）図面、本特記仕様書、標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。
建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）
国土交通省大臣官房官庁営繕部
２）本設計図書における「標準詳細図」とは、次の基準を指す。
建築工事標準詳細図（平成28年版）
国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課

・適用区分

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
・風圧力
　風速（Ｖｏ＝　　ｍ／ｓ）　地表面粗度区分（　　）
・積雪荷重
　平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域
　別表（　　）

⊙環境への配慮　(1.4.1)[1.4.1]

１）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。
　①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
　②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
　③接着剤は、可塑性（フタル酸ジーｎ－ブチル及びフタル酸ジー２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
　④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
２）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。
　①建築基準法施行令第20条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
　②建築基準法施行令第20条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
　③建築基準法施行令第20条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
　④建築基準法施行令第20条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

⊙材料の品質等　(1.4.2)[1.4.2]

１）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
２）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。
３）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
４）本工事に使用する材料のうち、５）に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し等）を監督職員に提出して承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。
　①品質及び性能に関する試験データを整備していること
　②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
　③安定的な供給が可能であること。
　④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
　⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
　⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。
５）製造業者等に関する資料の提出を求める材料
　・床型枠用鋼製デッキプレート・鉄鋼柱下無収縮モルタル
　・無収縮グラウト材　・既製調合モルタル(タイル工事用)
　・既製調合目地材・ルーフドレン　・吸水調整材
　・錠前類　・クローザ類　・自動扉機構
　・自閉式吊り引戸機構(手動開き式)・重量シャッター
　・軽量シャッター　・オーバーヘッドドア　・防水剤
　・現場発泡断熱材(特定のフロンによるものを除く)
　・フリーアクセスフロア　・可動間仕切　・移動間仕切
　・トイレブース　・煙突用成形ライニング材
　・天井点検口　・床点検口　・グレーチング
　・トップライト　・ポリマーセメントモルタル
　・鋳鉄製ふた

2章 仮設工事

⊙騒音・粉じん等の対策　[2.1.3]

・防音パネル
・防音シート
防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲
・

⊙ 足場等　[2.2.1][表2.2.1]

「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。

外部足場　・設置する（設置範囲　・工事に必要な範囲
　　・　　）
　　・設置しない
防護シート・設置する（設置範囲　・工事に必要な範囲
　　・　　）
　　・設置しない
内部足場　・設置する（※脚立、足場板等　・　　）
　　・設置しない
材料、撤去材等の運搬方法
　種別（・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種）
　　Ｃ種：利用可能なエレベーター　（　　）
　　Ｄ種：利用可能な階段　　（　　）

⊙既存部分の養生　[2.3.1]

１）養生方法等
・既存部分　養生方法（・　　※ビニルシート、合板）
・既存家具、既存設備等
　　養生方法（・　　※ビニルシート等）
・既存ブラインド、カーテン等
　　養生方法（・ビニルシート等　・　　）
　　保管場所（・図示　・　　）
・固定された備品、机、ロッカー等の移動（・図示・　　）
２）既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生をを行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

・仮設間仕切り　[2.3.2][表2.3.1]

１）仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所　・図示
２）仮設間仕切りの種別と材質等

種別	仕上げ(厚さmm)	塗装	充填
・Ａ種	・せっこうボード 種類(・　　) 厚さ(・　　mm ※ 9.5mm) ・合板 材種(・　　) 厚さ(・　　mm ※ 9mm) ・	・なし ・片面 ・	グラスウール 厚さ　(mm)
・Ｂ種			
※Ｃ種	防炎シート		

３）仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等

材質	仕上げ	塗装	設置箇所
・	・	・なし ・片面	・　か所 ・図示
※木製	※合板張り程度		

3章 防水改修工事

・施工数量調査　[1.5.2、3]

調査範囲　・図示　・
調査方法　・図示　・目視及び打診によりひび割れ、浮き、欠損等を調査する。
既存部分の破壊を行った場合の補修方法　・図示　・
調査報告書　提出部数：・２部　・

⊙降雨等に対する養生方法　[3.1.3]

※改修標準仕様書3.1.3(5)(ｱ)～(ｳ)による。
・

⊙既存防水の処理　[3.2.3、4、6]

既存保護層の撤去　・行う（範囲　・図示　・　　）
　　・行わない
既存防水層の撤去　・行う（範囲　・図示　・　　）
　　・行わない

既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去
　・行う（・M4AS　・M4ASI　・M4C　・M4DI　・L4X）
　・行わない

⊙既存下地の処理　[3.2.6]

既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等　・図示　・
POS工法及びPOSI工法（機械的固定工法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処理

　※改修標準仕様書3.2.6(4)(ｳ)(g)①～③による
設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口部等の欠損部及び防水層末端部の納まり部の処理
　・図示
　※監督職員と協議する

⊙合成高分子系ルーフィングシート防水　[3.5.2～4]［表3.5.1～3］

防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	備考
・POS ・S4S	・S-F1			・ ・ルーフィングシートの製造所の仕様による	・ ※ルーフィングシートの製造所の仕様による	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
	・S-F2					
	・S-M1					
	・S-M2					
	・S-M3					
・S3S	・S-F1	・ ・プレキャストコンクリート下地				脱気装置 ・設ける ・設けない
	・S-F2	・ ・プレキャストコンクリート下地				
・M4S	・S-M1					
	・S-M2					
	・S-M3					
・POSI ・S3SI ・S4SI ・M4SI	・SI-F1		改修標準仕様書3.4.2(3)(エ)(b) （種類） ・ （厚さ） ・25mm ・50mm			脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
	・SI-F2					
	・SI-M1		改修標準仕様書3.5.2(3)(エ)(a) （種類） ・ （厚さ） ・25mm ・50mm			
	・SI-M2					

・S-M2の場合で立上りが、接着工法の場合
　立上り面のシート厚さ（・　　※1.5mm）
・SI-M1及びSI-M2の場合の防湿用フィルム
　（　・設置する　　・設置しない）

屋内防水
　防水層の種別

種別	施工箇所	保護層 平場のモルタル塗り 塗り厚さ	保護層 平場のモルタル塗り 工法	保護層 立上り部の保護モルタル塗厚さ
・S-C1	・	・　mm	・床塗り工法 ・下地モルタル塗り ・	・ ※7mm以下

床塗りの場合の床の目地
目地割り（・　　※2㎡程度　最大目地間隔3m程度）
目地の種類（・　　※押し目地）
ルーフィングシートの種類及び厚さ
種類・　　厚さ・　mm
※改修標準仕様書表3.5.1から表3.5.3による
絶縁用シートの材質　・
※発泡ポリエチレンシート
固定金具の材質及び寸法形状
・
※厚さ0.4mm以上の防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの片面若しくは両面に樹脂を積層加工した鋼板

脱気装置の種類及び設置数量
種類　・
※ルーフィングシートの製造所の仕様による
設置数量　・　個
※ルーフィングシートの製造所の仕様による

接着工法の目地処理
・プレキャストコンクリート下地（　・　　）
プレキャストコンクリート部材の入隅部の増張り
（種別S-F1、SI-F1の場合）
・行う（・図示　・　　）　・行わない
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
建築基準法に基づき定まる風圧力の
（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法

⊙シーリング　[3.1.4] [3.7.2、3、7、8]

シーリング改修工法の種類
・シーリング充填工法
・シーリング再充填工法
・拡幅シーリング再充填工法
・ブリッジ工法
ボンドブレーカー張り　・適用する　・適用しない
エッジング材張り　・適用する　・適用しない

シーリング材の種類、施工箇所
下表以外は、改修標準仕様書表3.7.1による。

施工箇所	シーリング材の種類(記号)

シーリング材の目地寸法
・
・図示
※改修標準仕様書3.7.3(1)(ｱ)～(ｳ)による
シーリング材の接着性試験
※簡易接着性試験　・引張接着性試験

・とい　[3.8.2、3]

といその他の材種
・配管用鋼管　・硬質ポリ塩化ビニル管
・ルーフドレン　・

ルーフドレンの材種その他

種別	材種	張掛け幅
・ろく屋根用 （・縦型　・横型）	・	・100mm以上 ・50mm以上
・バルコニー用	・	・100mm以上 ・50mm以上
・バルコニー中継用	・	・100mm以上 ・50mm以上

とい受金物
材種　・　※溶融亜鉛めっきを行ったもの
形状　・　※市販品（とい径100以下）
※25×4.5以上（とい径100を超えるもの）
取付間隔　・

足金物
材種　・　※溶融亜鉛めっきを行ったもの
形状　・　※市販品
取付間隔　・

多雪地域の軒どい取付間隔　・適用する　・適用しない

⊙アルミニウム製笠木

ロックウール保温筒及びビーズ法ポリエチレンフォーム保温筒のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　・
既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法
※図示　・
鋼管製といの防露巻き　・
※改修標準仕様書表3.8.4による
たてどい受金物の取付け　※図示　・
ルーフドレンの取付け
・
※水はけよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填する

[3.9.2、3]
種類・オープン形式（・押出250形・押出300形・押出350形）
・板材折曲げ形（・オープン形式　・シール形式）
本体幅（　）mm　板厚（　・　mm　※2.0mm）
表面処理　種別　・
着色　・標準色（　　）・特注色（　　）
既存笠木等の撤去
・行う（範囲　・図示　・　　）
・行わない
下地補修の工法　※図示　・
板材折曲げ形の笠木の取付方法　※図示　・
笠木の固定金具の工法等
建築基準法に基づき定まる風圧力の
（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法

4章 外壁改修工事（共通事項）

・施工数量調査　[1.5.2、3]

調査範囲　・外壁改修範囲　・図示の範囲
調査内容
ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。
モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また欠損部の形状寸法等を調査する。
コンクリート表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。
塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。
既存部分の破壊を行った場合の補修方法　・図示
調査報告書の部数　・2部　・

・ポリマーセメントモルタル　[4.2.2]

（性能）

項目			品質・性能
だれ	下がり量		5mm以内
	表面の状態		ひびわれの発生が無いこと。
曲げ強さ(N/mm2)			6.0以上
圧縮強さ(N/mm2)			20.0以上
接着強さ(N/mm2)	標準条件		1.0以上
	特殊条件	湿潤時	0.8以上
		低温時	0.5以上
透水性			裏面のぬれ、水滴の付着が無いこと。
そ　の　他			1）均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 2）高分子エマルションは、常温常湿において製造後6か月保存しても、変質しないこと。

・ポリマーセメントスラリー　[4.2.2]

広がり速度(cm/s)	長さ変化率(収縮)(%)	引張接着性(材齢28日)(N/mm2)	曲げ性能(材齢28日)(N/mm2)	吸水性(72時間)(%)	耐久性(劣化曲げ強さ)(N/mm2)
3以上	3以下	0.5以上	5.0以上	15以下	5.0以上

保水係数　0.35～0.55
粘調係数　0.50～1.00

⊙既調合モルタル　[4.2.2]

モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。

（品質・性能）

項目		品質・性能
保水率		70.0%以上
単位容積質量		1.80kg/L以上
接着強さ	標準時	0.60N/mm2以上
	温冷繰り返し後	0.40N/mm2以上
長さ変化率		0.20%以下
曲げ強さ		4.0N/mm2以上

（試験方法）
（1）試料の調製
製造業者の定める、正味質量と標準練り上がり量より換算して、所定量の試料を練り上げるのに要する材料と練り混ぜ水を計算して用意する。
練り混ぜは、JIS R5201「セメントの物理試験方法」の10.2に規定する練り混ぜ機を使用し、練りばちに用意した水を入れ、攪拌しながら30秒間に材料を投入し、3分間練り混ぜて試料とする。
（2）保水率の試験方法
JIS R3202「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」に規定する磨き板ガラス（ 縦150mm、横150mm、厚さ5mm）の上にJIS P3801「ろ紙（化学分析用）」に規定する5 Aろ紙（直径11cm）をのせ、その中央部に真ちゅう製リング型わく（内径50mm、高さ10mm、厚さ3mm）を設置し、（1）で調製した試料を金べらで平滑に詰込む。
その後、直ちにリング型わく上部にガラス板を当てて上下を逆さまにし、ろ紙部分が上部になるようにして静置する。 60分後にろ紙へにじみ出した水分の広がりが最大と認められた方向とこれに直角な方向の長さをノギスを用いて、1mmの単位まで測定する。試験は3回実施し、その平均値を用いて次式により保水率を求める。
保水率＝50/平均値×100
（注）　50：リング型わくの内径　mm
（3）単位容積質量の試験方法
JIS A 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」に準ずる。
（4）接着強さ（標準時）の試験方法
イ）適用タイルが「モザイクタイル」の場合
（試験体の作製）
JIS A5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」に規定する普通平板N－300を下地板とし、表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水湿しを行い直ちに（1）で調製した試料を厚さ5mmになるように塗付ける。直ちにJIS A 5209「セラミックタイル」に規定するタイルで押出し又はプレス成形による施ゆうの「50角ユニットタイル（外のり寸法約300mm×300mm）」を圧着する。
その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で湿空養生を行い、これを試験体とする。
（試験方法）
JIS A6909「建築用仕上塗材」の7.10付着強さ試験に準じて行う。試験体をダイヤモンドカッターを用いて、タイル周辺に沿って下地板に達するまで切り込みを入れ、エポキシ樹脂接着剤で鋼製アタッチメントを接着し、引張試験機を用いて接着強さ試験を行う。なお、接着強さの測定箇所は、試験体の中からまんべんなく5箇所を選び抜き取る。（全てが0.6N/mm2以上を確保していること）
また、試験後の部材破断位置の表示を下記の中から選び明記する。
T　：　タイルの母材破断
TM　：　既調合モルタルとタイルの界面破断
M　：　既調合モルタルの母材破断
MG　：　既調合モルタルと下地板の界面破断
G　：　下地板の母材破断
ロ）適用タイルが「小口タイル・二丁掛けタイル」の場合
（試験体の作製）
JIS A5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」に規定する普通平板N－300を下地板とし、表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水湿しを行い直ちに（1）で 調製した試料を厚さ7mmになるよう塗付ける。直ちに　JIS A 5209「セラミックタイル」 に規定するタイルで押出またはプレス成形による施ゆうの「小口タイル108mm×60mm×12mm」を4枚2列、計8枚を圧着する。
その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で湿空養生を行い、これを試験体とする。
（試験方法）
「モザイクタイル」の場合と同様に行う。
（5）接着強さ（温冷繰返し後）の試験方法
（試験体の作製）
「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々（4）接着強さ（標準時）の試験方法の「試験体」と同様とする。
（温冷繰返し試験）
「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々JIS A 6909に規定する「建築用仕上塗材」にの7.11温冷繰返し試験に準じて行う。
試験の手順は、試験体を20±2℃の水中に18時間浸せきした後、直ちに－20±2℃の恒温器中で3時間冷却し、次いで50±3℃の別の恒温器中で3時間加温し、この24時間を1サイクルとする操作を10回繰返した後、試験室に2時間静置し、ひび割れ及び膨れの有無を目視によって調べる。
（温冷繰返し後の接着強さ試験方法）
「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々温冷繰返し試験完了後の試験体を標準状態で2日間静置養生した後、標準時の接着強さ試験方法と同様に行う。（全てが0.4N/mm2以上を確保していること）
（6）長さ変化率の試験方法
JIS A6203「セメント混和用ポリマーディスパージョン及び再乳化形粉末樹脂」9.9 長さ変化率に準ずる。
（7）曲げ強さの試験方法
JIS A6916「建築用下地調整塗材」7.11の 曲げ強さ試験に準ずる。
試験室の状態　：　試験室は、温度20±2℃、湿度65±10%とする。

4章 外壁改修工事（タイル張り仕上げ外壁改修）

⊙欠損部改修工法　[4.1.4] [4.2.2][4.5.7、8]

工法	接着剤の種類	平均広さ(㎡)	延べ箇所数
・タイル部分 張替え工法	・ポリマーセメントモルタル		
	・JIS A 5557に基づく一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系		
・タイル 張替え工法	・JIS A 5557に基づく一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系		
	・張り付けモルタル ・現場調合材料 ・既調合モルタル		

伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置
・図示　※改修標準仕様書表4.5.1による
外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整材塗りの接着力試験　・行う　・行わない
・セメントモルタルによるタイル(セラミックタイル)張り下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・目荒し工法（改修標準仕様書4.4.9(3)による）
・

・タイル張りの工法
・外装タイル
（・密着張り　・改良圧着張り　・改良積上げ張り）
・ユニットタイル
（・マスク張り　・モザイクタイル張り）
シーリング　改修特記仕様書3章　防水改修工事による
・有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張りモルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・目荒し工法（改修標準仕様書4.4.9(3)による）
・
シーリング材の種類
打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地
・　※ポリウレタン系
伸縮調整目地その他の目地
・　※変成シリコーン系
シーリングのその他事項は、改修特記仕様書3章　防水改修工事による

4章 外壁改修工事(塗り仕上げ外壁等改修)

⊙既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整

[4.6.3]

工法	処理範囲	下地面の補修
・サンダー工法	・図示 ※既存仕上げ面全体	・ひび割れ部改修工法 ・浮き部改修工法 ・欠損部改修工法
・高圧水洗工法	・図示 ※既存仕上げ面全体	
・塗膜はく離剤工法	・図示 ※既存仕上げ面全体	
・水洗い工法	・図示 ※サンダー工法、高圧水洗工法、塗膜はく離剤工法の処理範囲以外の既存仕上面全面	・ひび割れ部改修工法 ・浮き部改修工法 ・欠損部改修工法

⊙下地調整材

[4.6.3]

※下地調整塗材　・ポリマーセメントモルタル

⊙仕上塗材仕上げ

[4.1.5]　[4.2.2] [4.6.5][表4.2.4]

建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量

※規制対象外　・

新規仕上塗材の種類

種　類	呼び名	防火材料	仕上げの形状	工法等
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材Si	・	・砂壁状 ・ゆず肌状	・吹付け
			・ゆず肌状 ・さざ波状	・ローラー塗り
・薄付け仕上塗材	・可とう形外装塗材Si	・	・砂壁状 ・ゆず肌状	・吹付け
			・ゆず肌状 ・さざ波状	・ローラー塗り
	・外装薄塗材E	・	・砂壁状 ・ゆず肌状	・吹付け
			・平たん状 ・凹凸状	・こて塗り
			・ゆず肌状 ・さざ波状	・ローラー塗り
			・着色骨材砂壁状	・吹付け
				・こて塗り
	・可とう形外装塗材E	・	・砂壁状 ・ゆず肌状	・吹付け
			・平たん状 ・凹凸状	・こて塗り
			・ゆず肌状 ・さざ波状	・ローラー塗り
	・防水形外装薄塗材E	・	・ゆず肌状 ・さざ波状	・ローラー塗り
			・凹凸状	・吹付け
	・外装薄塗材S	・	・砂壁状	・吹付け
・厚付け仕上塗材	・外装厚塗材C	・	・吹放し	・吹付け
			・平たん状 ・凹凸状 ・ひき起こし ・かき落とし	・こて塗り
	・外装厚塗材Si ・外装厚塗材E	・	・吹放し	・吹付け
			・平たん状 ・凹凸状 ・ひき起こし	・こて塗り ・ローラー塗り
・可とう形改修用仕上塗材	・可とう形改修塗材E ・可とう形改修塗材RE ・可とう形改修塗材CE	・	・平たん状	・ローラー塗り
			・さざ波状	・ローラー塗り
			・ゆず肌状	・吹付け

・マスチック塗材塗り

薄付け仕上塗料
　吸放湿性　・適用する　・適用しない
厚付け仕上塗料
　吸放湿性　・適用する　・適用しない
　上塗材　・適用する　・適用しない
複層仕上塗料
　耐候性　・　※耐候形３種
　上塗材の種類
　　溶媒　・　※水系
　　樹脂　・　※アクリル系
　　外観　・　※つやあり

[4.1.5] [4.7.2] [表4.7.1]

種別　・Ａ種　・Ｂ種

・外壁用塗膜防水材塗り

[4.1.5][4.2.2][4.8.2][表4.2.6]

外壁用塗膜防水塗り
　仕上げの形状　・　工法　・
　外壁用仕上塗材の耐候性　・
　※JIS A 6909の耐候形1種相当
　下地挙動緩衝材の適用　・適用する　・適用しない
　吹付け工法の模様材の種類　・
　・所要量　(kg/㎡)
　外壁用仕上塗料の種類　・
　・所要量　(kg/㎡)
コンクリート面のひび割れ部及び欠損部の処理は、改修特記仕様書4章　外壁改修工事（コンクリート打ち放し仕上げ外壁改修）による
モルタル面のひび割れ部、欠損部及び浮き部の処理は、改修特記仕様書4章　外壁改修工事（モルタル塗り仕上げ外壁改修）による
既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整は、改修特記仕様書4章　外壁改修工事（塗仕上げ外壁等改修）による

7章 塗装改修工事

⊙材料

[7.1.3]

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
　※規制対象外　・

防火材料　※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
　・次の箇所を除き防火材料とする。
　（箇所：　　）

⊙下地調整

[7.2.1～7]

塗替えＲＢ種の場合の既存塗膜の除去範囲
　※塗替え面積の30%　・図示　・

既存錆止め塗料の鉛含有量調査
　・行う（　　箇所）　・行わない
下地調整

下地面の種類	下地調整の種別		ひび割れ部の補修
	塗替え	新規	
木部	※RB種 ・	・RA種 ・RB種	―
鉄鋼面	※RB種 ・	・RA種	―
亜鉛めっき鋼面	※RB種 ・	・RA種	―
亜鉛めっき鋼面（鋼製建具等）	※RB種 ・	・RC種	―
モルタル面、プラスター面	※RB種 ・	・RA種 ・RB種	・行う ・行わない
コンクリート面(DP以外)、ALCパネル面	※RB種 ・	・RA種	・行う ・行わない
押出成形セメント板	・RA種 ・RB種 ・RC種	・RA種 ・RB種	・行う ・行わない
コンクリート面(DP)	・RB種 ・RC種	・RA種	・行う ・行わない
せっこうボード面及びその他ボード面	※RB種 ・	・RA種 ・RB種	―

⊙錆止め塗料塗り

[7.3.2、3]

錆止め塗料塗りの種別

塗装面			塗料の種別	工程の種別
鉄鋼面	EP-G以外	塗替え	A種	※C種 ・
		新規見え掛り	A種	※A種 ・
		新規見え隠れ	A種	※B種 ・
	EP-G	塗替え	※B種 ・A種	※C種 ・
		新規見え掛り	※B種 ・A種	※A種 ・
		新規見え隠れ	※B種 ・A種	※B種 ・
亜鉛めっき鋼面	EP-G以外	塗替え	※A種 ・B種	※C種 ・
		新規鋼製建具等	C種	※A種 ・
	EP-G	塗替え	※A種 ・B種	※C種 ・
		新規鋼製建具等	C種	※A種 ・

⊙塗装

[7.4.2～7.14.2]

塗装の種類	塗装面	工程	
		塗替え	新規
・合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)塗料の種類※1種・2種	木部屋外	※B種　・	※A種　・
	木部屋内	※B種　・	※B種　・
	鉄鋼面	※B種　・	※B種　・A種
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	※A種　・	※B種　・
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具以外）	※B種　・	※B種　・
・クリヤラッカー塗り(CL)		※B種　・A種	※B種　・A種
・フタル酸樹脂エナメル塗り(FE)		―	―
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(NAD)		※B種　・A種	※B種　・A種
・耐候性塗料塗り(DP)	鉄鋼面　上塗り等級（　）級	・	A種
	亜鉛めっき鋼面上塗り等級（　）級	・	A種
	コンクリート面及び押出成形セメント板面	・	・A-1種 ・B-1種 ・C-1種
・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)	コンクリート面等	※ B 種	・A種　・B種
	屋内の木部	※ B 種	※A種　・
	屋内の鉄鋼面	※ B 種	・A種　・B種
	屋内の亜鉛めっき鋼面	※ B 種	・A種　・B種
・合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)		※ B 種	・A種　・B種
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り(EP-T)		※ B 種	・A種　・B種
・ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)		※B種　・A種	※B種　・A種
・オイルステイン塗り(OS)塗料（　・油性　・水性）		―	―
・木材保護塗料塗り(WP)		※B種　・A種	※B種　・A種

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面）の塗替えの場合のしみ止め
　・
　※改修標準仕様書表7.9.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする

合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め
　・
　※改修標準仕様書表7.9.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする

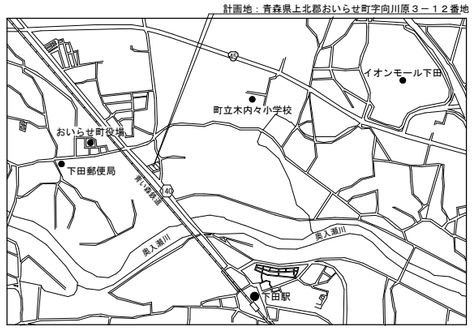

案内図

〈 計 画 建 物 概 要 〉

建 築 場 所	青森県上北郡おいらせ町字向川原３－１２番地
用 途	集会場
構 造	鉄筋コンクリート造 一部２階建て
工 事 種 別	改修
用 途 地 域	第一種住居地域
防 火 指 定	指定なし
容 積 率	200%
建 ペ イ 率	60%
敷 地 面 積	2,602.965㎡（787.40坪）
建 築 面 積	967.807㎡（262.76坪）
延 床 面 積	1,136.757㎡（343.87坪）
１ 階 床 面 積	952.107㎡（288.01坪）
２ 階 床 面 積	184.650㎡（ 55.86坪）
最 高 の 高 さ	10.920m
最 高 の 軒 高	10.800m

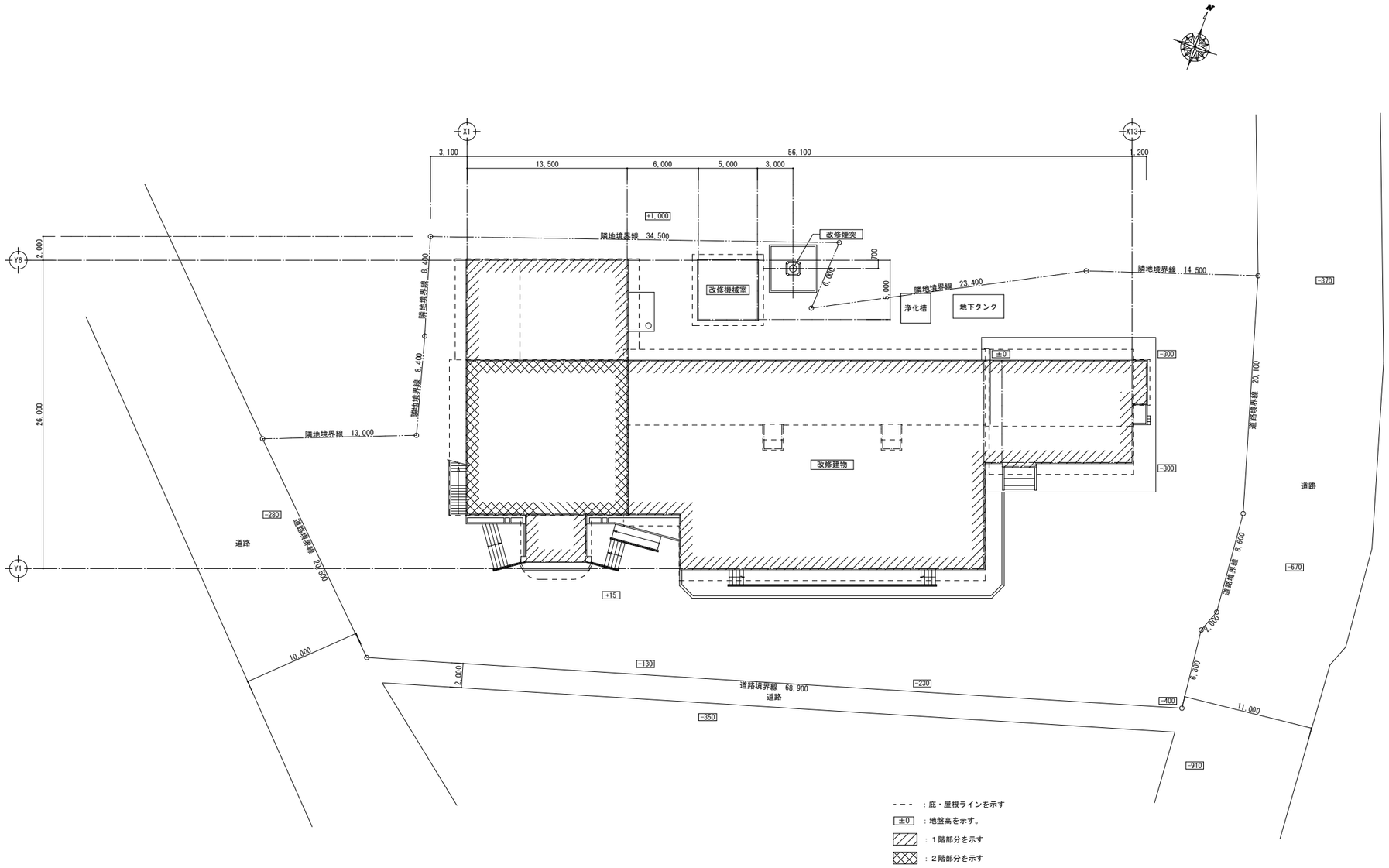

- - - ：庇・屋根ラインを示す

±0 ：地盤高を示す。

：１階部分を示す

：２階部分を示す

配置図 Ｓ＝１／２００

参 考 数 量	
部 位	数 量
外部足場 くさび緊結式（手すり先行）W600	1,407㎡
養生シート メッシュシート	1,407㎡
出入口開口部 2スパン	4箇所
昇降設備 階段枠2箇所	52.5m
転倒防止 単管控え等	66箇所
養生片付け	1,136.75㎡

訂正

〒034-0094 青森県十和田市西二十二番町２－４１ TEL 0176(25)2100（代） FAX 0176(25)2101
一級 青森県知事登録 第３９７号 株式会社 石川設計

検印	主任担当	担当	担当
長畑	名久井		

Ｎｏ．	２１１３－００
設計年月日	Ｒ３．６
工事名	老人福祉センター屋根外壁等改修工事
図面名称	案内図、配置図
図面番号	A－004
縮尺	Ａ１：１／２００ Ａ３：１／４００

設 計
１級建築士登録第 ２１９７１７ 号
長 畑 良 博

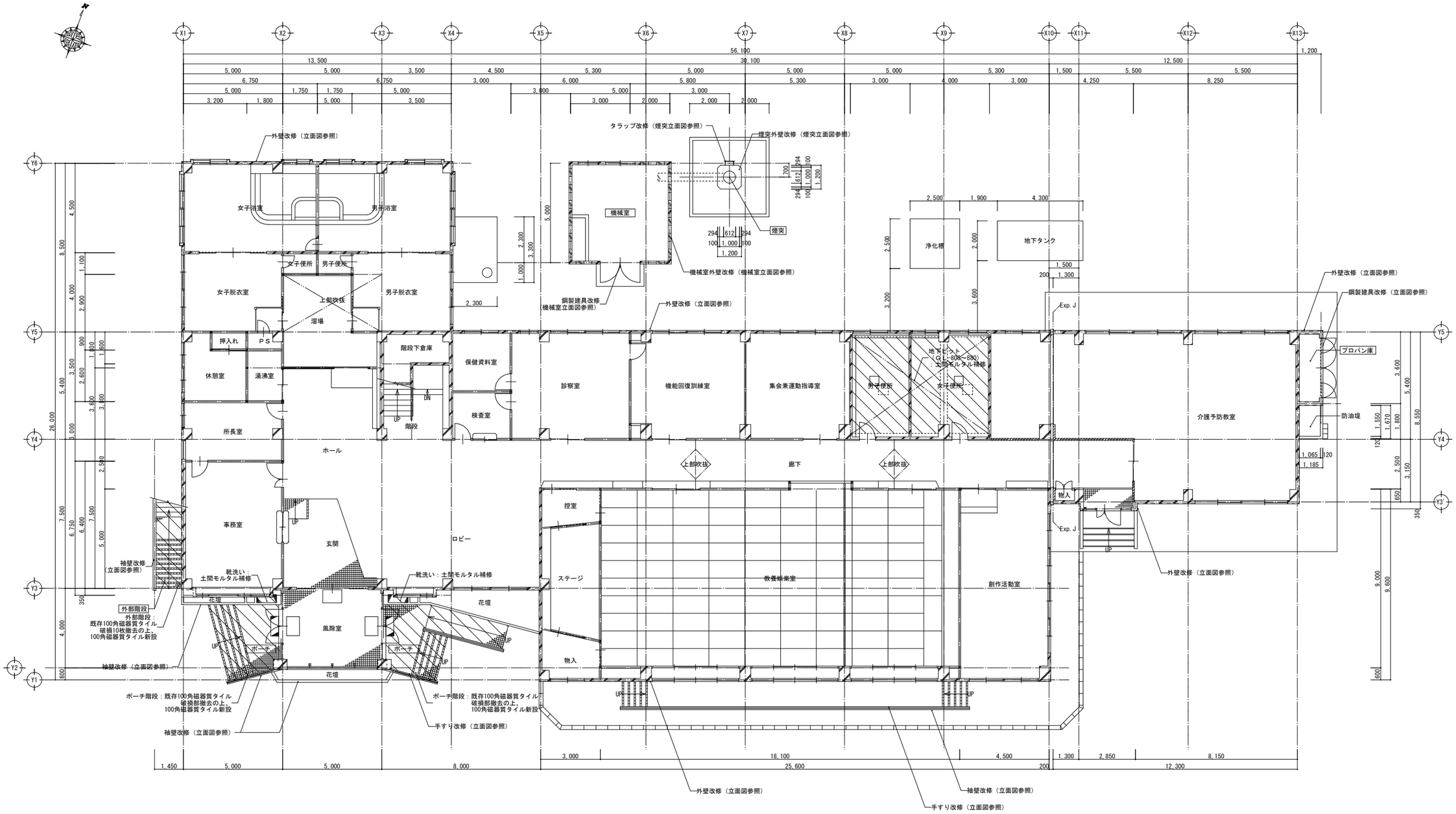

改修１階平面図　　Ｓ＝１／１００

参考数量	
部位	数量
階段　タイル改修（100角）	10枚
ポーチ階段　タイル改修	6.00㎡
靴洗い　土間補修	1式
地下ピット　土間モルタル補修	15㎡

訂正

〒034-0094　青森県十和田市西二十二番町２－４１　TEL 0176(25)2100（代）FAX 0176(25)2101
一級　青森県知事登録　第３９７号　株式会社 石川設計

検印	主任担当	担当	担当	No.	工事名	図面番号	設計
長畑	名久井			２１１３－００	老人福祉センター屋根外壁等改修工事	A－005	1級建築士登録第　２１９７１７号
				設計年月日　Ｒ３．６	図面名称　改修１階平面図	縮尺　Ａ１：１／１００　Ａ３：１／２００	長畑良博

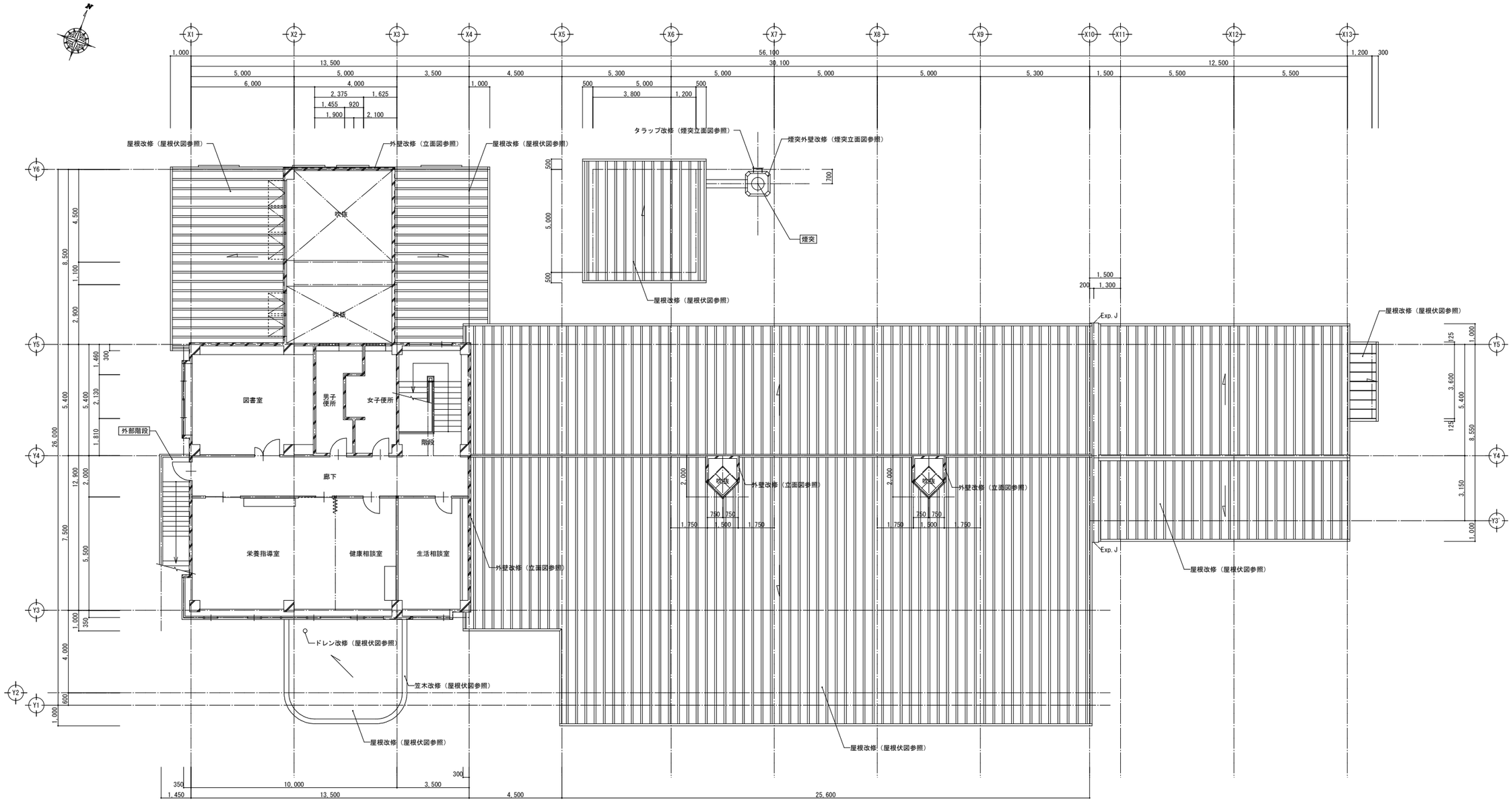

改修２階平面図　Ｓ＝１／１００

訂正	〒034-0094 青森県十和田市西二十二番町２－４１ TEL 0176(25)2100（代） FAX 0176(25)2101 一級 青森県知事登録 第３９７号 株式会社 石川設計	検印 長畑	主任担当 名久井	担当	担当	Ｎｏ． ２１１３－００ 設計年月日 Ｒ３．６	工事名 老人福祉センター屋根外壁等改修工事 図面名称 改修２階平面図	図面番号 A－006 縮尺 Ａ１：１／１００ Ａ３：１／２００	設　計 １級建築士登録第 ２１９７１７号 長 畑 良 博

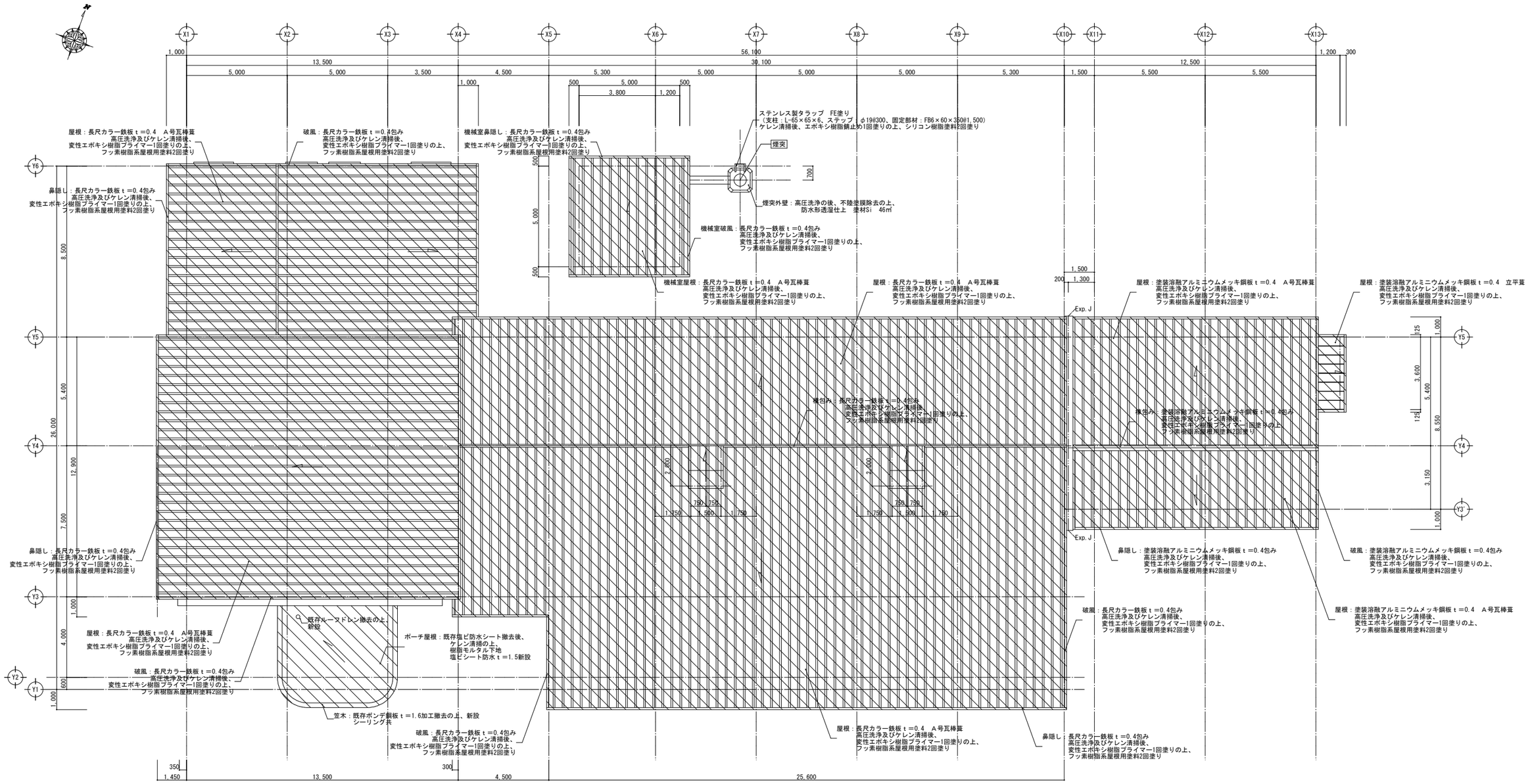

改修屋根伏図　　Ｓ＝１／１００

参　考　数　量	
部　位	数　量
屋根（棟包み、破風、鼻隠し共）　鋼板塗替	1,078.00㎡
玄関ポーチ屋根　笠木改修	15.00㎡
玄関ポーチ屋根　シート防水張替	30.00㎡
玄関ポーチ屋根　ドレン改修	1箇所
玄関ポーチ屋根　シーリング新設	15m
機械室屋根　鋼板塗替	38.50㎡
機械室破風　鋼板塗替	25.60㎡

訂正

〒034-0094　青森県十和田市西二十二番町２－４１　TEL 0176(25)2100（代）FAX 0176(25)2101
一級　青森県知事登録　第３９７号　株式会社 石川設計

検印	主任担当	担当	担当	No.	工事名	図面番号	設　計
長畑	名久井			２１１３－００	老人福祉センター屋根外壁等改修工事	A－007	1級建築士登録第　２１９７１７号
				設計年月日　Ｒ３．６	図面名称　改修屋根伏図	縮尺　Ａ１：１／１００　Ａ３：１／２００	長　畑　良　博

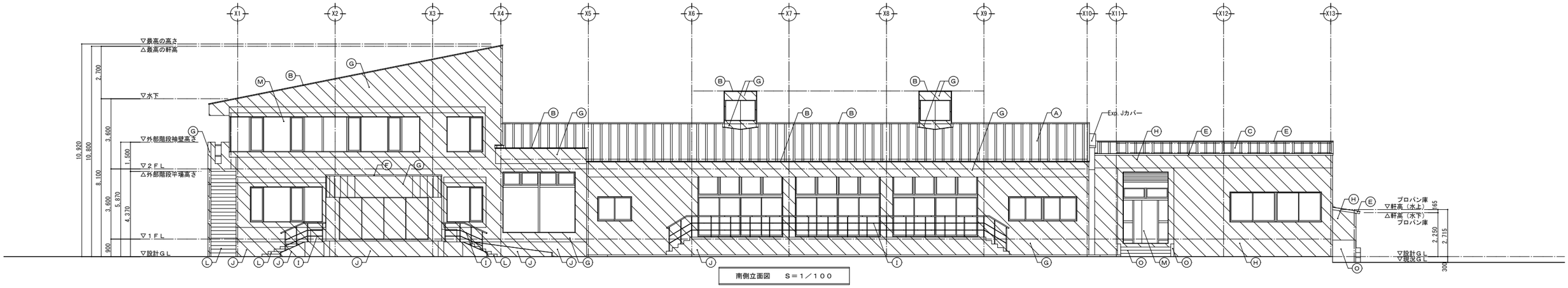

南側立面図　Ｓ＝１／１００

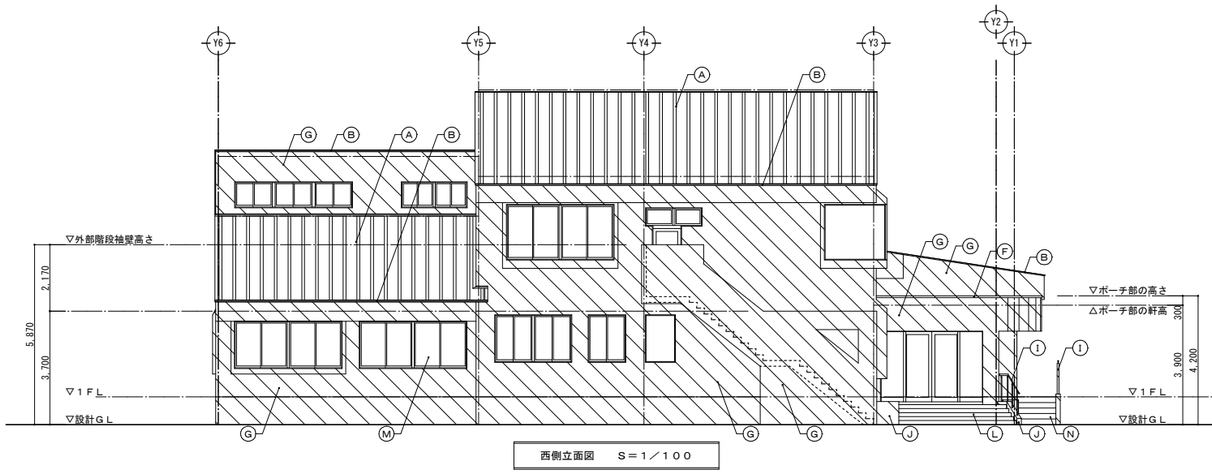

西側立面図　Ｓ＝１／１００

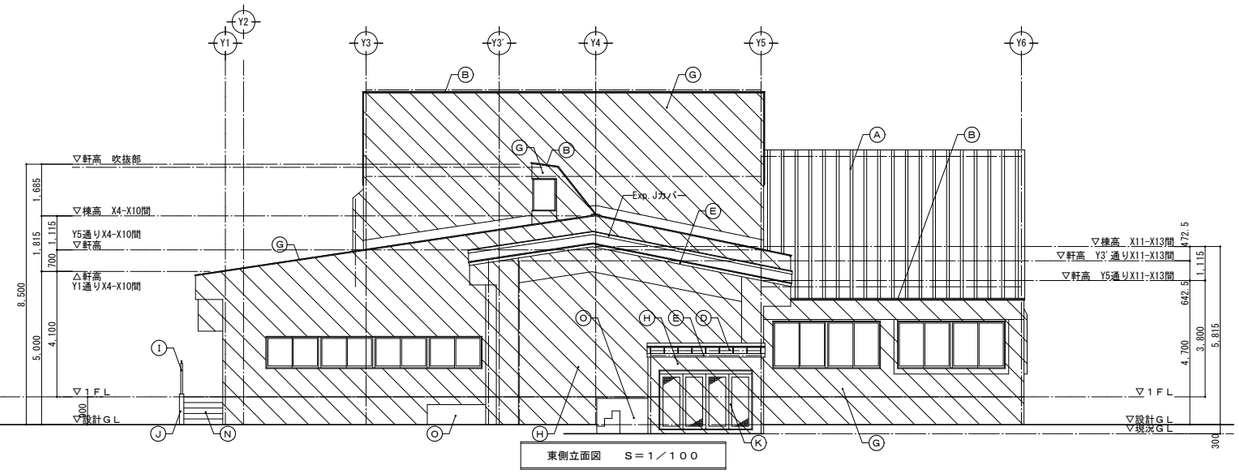

東側立面図　Ｓ＝１／１００

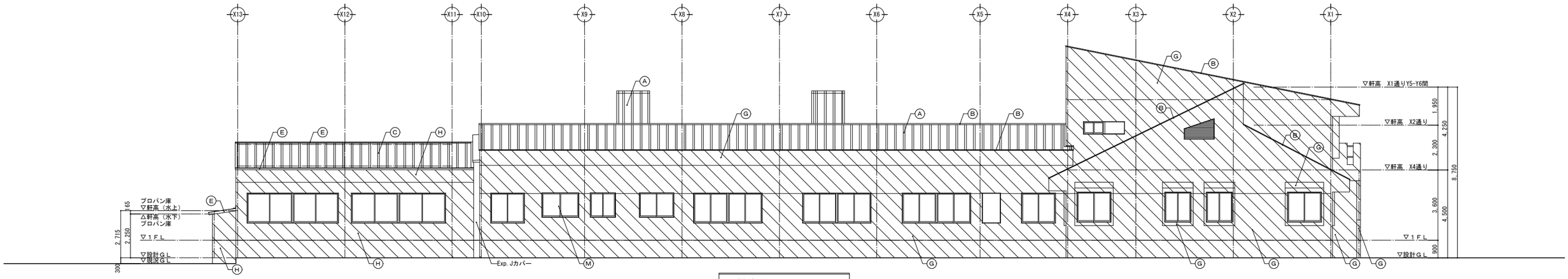

北側立面図　Ｓ＝１／１００

記号		仕　上
Ⓐ	改修前	長尺カラー鉄板ｔ＝0.4　Ａ号瓦棒葺
	改修後	高圧洗浄及びケレン清掃後、変性エポキシ樹脂プライマー1回塗りの上、フッ素樹脂系屋根用塗料2回塗り
Ⓑ	改修前	長尺カラー鉄板ｔ＝0.4包み
	改修後	高圧洗浄及びケレン清掃後、変性エポキシ樹脂プライマー1回塗りの上、フッ素樹脂系屋根用塗料2回塗り
Ⓒ	改修前	塗装溶融アルミニウムメッキ鋼板ｔ＝0.4　Ａ号瓦棒葺
	改修後	高圧洗浄及びケレン清掃後、変性エポキシ樹脂プライマー1回塗りの上、フッ素樹脂系屋根用塗料2回塗り
Ⓓ	改修前	塗装溶融アルミニウムメッキ鋼板ｔ＝0.4　立平葺
	改修後	高圧洗浄及びケレン清掃後、変性エポキシ樹脂プライマー1回塗りの上、フッ素樹脂系屋根用塗料2回塗り

記号		仕　上
Ⓔ	改修前	塗装溶融アルミニウムメッキ鋼板ｔ＝0.4包み
	改修後	高圧洗浄及びケレン清掃後、変性エポキシ樹脂プライマー1回塗りの上、フッ素樹脂系屋根用塗料2回塗り
Ⓕ	改修前	笠木：ボンデ鋼板ｔ＝1.6加工　シーリング共【撤去】
	改修後	既存ボンデ鋼板ｔ＝1.6加工　シーリング共【新設】
Ⓖ	改修前	コンクリート打放しの上、弾性アクリル系リシン吹付
	改修後	高圧洗浄及びケレン清掃後、不陸塗膜除去の上、防水形透湿仕上塗材（Si）吹付（コーキング撤去・新設）
Ⓗ	改修前	コンクリート打放しの上、合成樹脂エマルジョン系複層仕上塗材（RE）吹付
	改修後	高圧洗浄及びケレン清掃後、不陸塗膜除去の上、防水形透湿仕上塗材（Si）吹付（コーキング撤去・新設）

記号		仕　上
Ⓘ	改修前	スチールパイプ　FE塗り（笠木：φ48.6ｔ＝3.5、支柱：60×30ｔ＝1.6@1000、ブラケット・中桟：17.3φｔ＝2.3）
	改修後	ケレン清掃後、エポキシ樹脂錆止め1回塗りの上、シリコン樹脂塗料2回塗り
Ⓙ	改修前	コンクリート打放しの上、セラミタイトタイル吹付
	改修後	高圧洗浄及びケレン清掃後、不陸塗膜除去の上、防水形透湿仕上塗材（Si）吹付（コーキング撤去・新設）
Ⓚ	改修前	鋼製建具　SOP塗装
	改修後	ケレン清掃後、エポキシ樹脂錆止め1回塗りの上、シリコン樹脂塗料2回塗り
Ⓛ	改修前	100角磁器質タイル【一部撤去】
	改修後	100角磁器質タイル【新設】

記号	仕　上
Ⓜ	アルミ製建具【既存のまま】
Ⓝ	モルタル金ゴテ【既存のまま】
Ⓞ	コンクリート打ち同時金ゴテ【既存のまま】

参考数量

部位	記号	数量
外壁　吹付塗替	Ⓖ Ⓗ Ⓙ	826.00㎡
手すり　鉄部塗装	Ⓘ	1式
鋼製建具　塗替	Ⓚ	12.40㎡
コーキング（MS-2）　撤去新設		1式

訂正

〒034-0094　青森県十和田市西二十二番町２－４１　TEL 0176(25)2100（代）FAX 0176(25)2101
一級　青森県知事登録　第３９７号
株式会社 石川設計

検印	主任担当	担当	担当	No.	工事名	図面番号	設計
長畑	名久井			２１１３－００	老人福祉センター屋根外壁等改修工事	A－008	1級建築士登録第　２１９７１７号
				設計年月日　Ｒ３．６	図面名称　改修立面図	縮尺　Ａ１：１／１００　Ａ３：１／２００	長畑良博

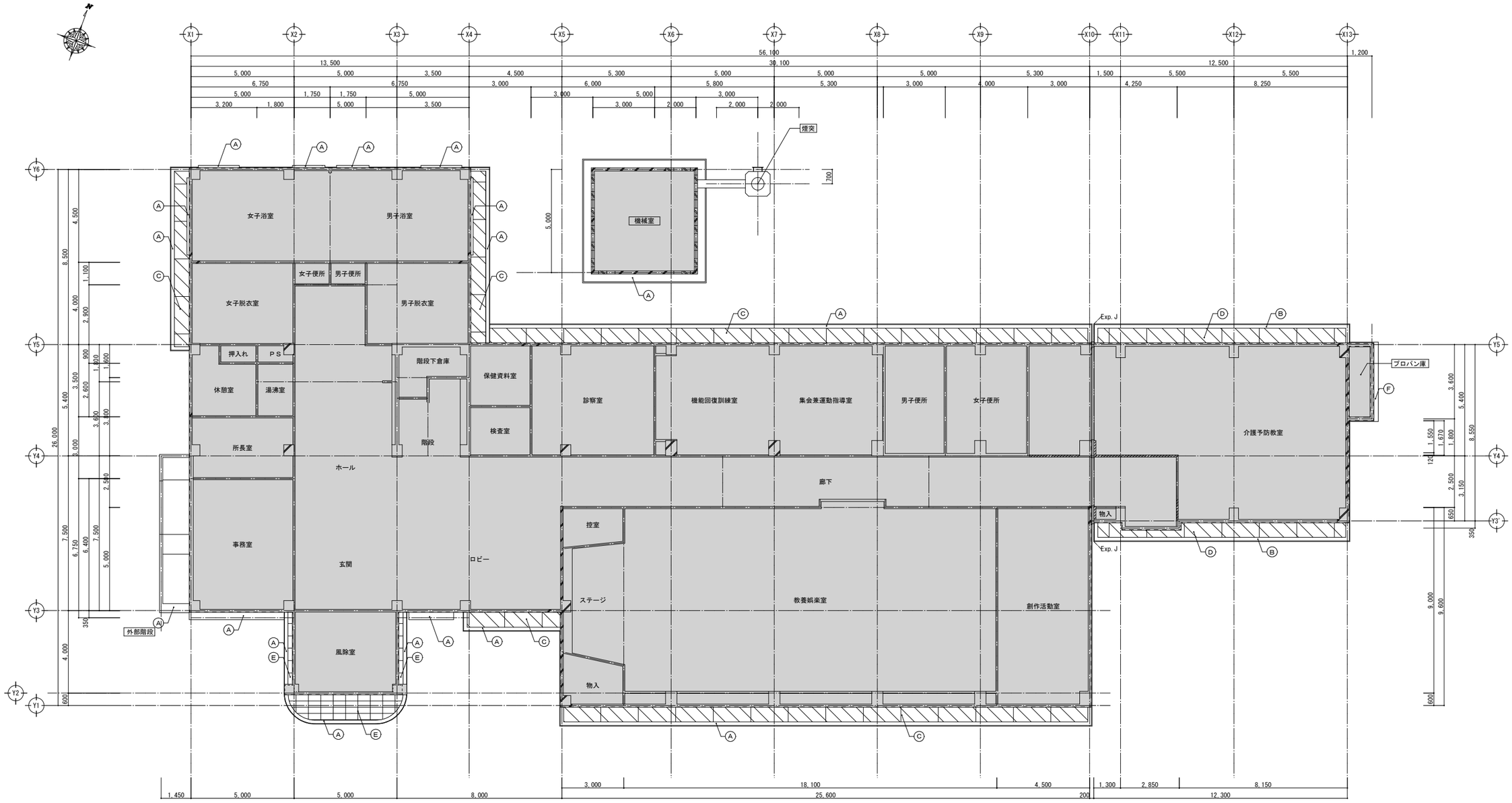

改修１階天井伏図　　Ｓ＝１／１００

記号		仕　上
Ⓐ	改修前	コンクリート打放しの上、弾性アクリル系リシン吹付
	改修後	高圧洗浄及びケレン清掃後、不陸塗膜除去の上、防水形透湿仕上塗材（Si）吹付（コーキング撤去・新設）
Ⓑ	改修前	コンクリート打放しの上、合成樹脂エマルジョン系複層仕上塗材（RE）吹付
	改修後	高圧洗浄及びケレン清掃後、不陸塗膜除去の上、防水形透湿仕上塗材（Si）吹付（コーキング撤去・新設）
Ⓒ	改修前	フレキシブルボード ｔ＝5　VE塗装
	改修後	高圧洗浄及び下地調整後、高付着浸透形エポキシシーラー1回塗りの上、シリコン樹脂塗料2回塗り

記号		仕　上
Ⓓ	改修前	フレキシブルボード ｔ＝5　VP塗装　目透し張り
	改修後	高圧洗浄及び下地調整後、高付着浸透形エポキシシーラー1回塗りの上、シリコン樹脂塗料2回塗り
	改修前	
	改修後	
	改修前	
	改修後	

記号	仕　上
Ⓔ	岩綿吸音板 ｔ＝12　キューブタイプ
Ⓕ	屋根下地現し

参考数量

部位	記号	数量
軒天　フレキ塗替	Ⓒ Ⓓ	112.00㎡

訂正

〒034-0094　青森県十和田市西二十二番町２－４１　TEL 0176(25)2100（代）FAX 0176(25)2101
一級　青森県知事登録　第３９７号　株式会社 石川設計

検印	主任担当	担当	担当
長畑	名久井		

Ｎｏ．	２１１３－００
設計年月日	Ｒ３．６
工事名	老人福祉センター屋根外壁等改修工事
図面名称	改修１階天井伏図
図面番号	A－009
縮尺	Ａ１：１／１００ Ａ３：１／２００

設　計
１級建築士登録第　２１９７１７号
長　畑　良　博

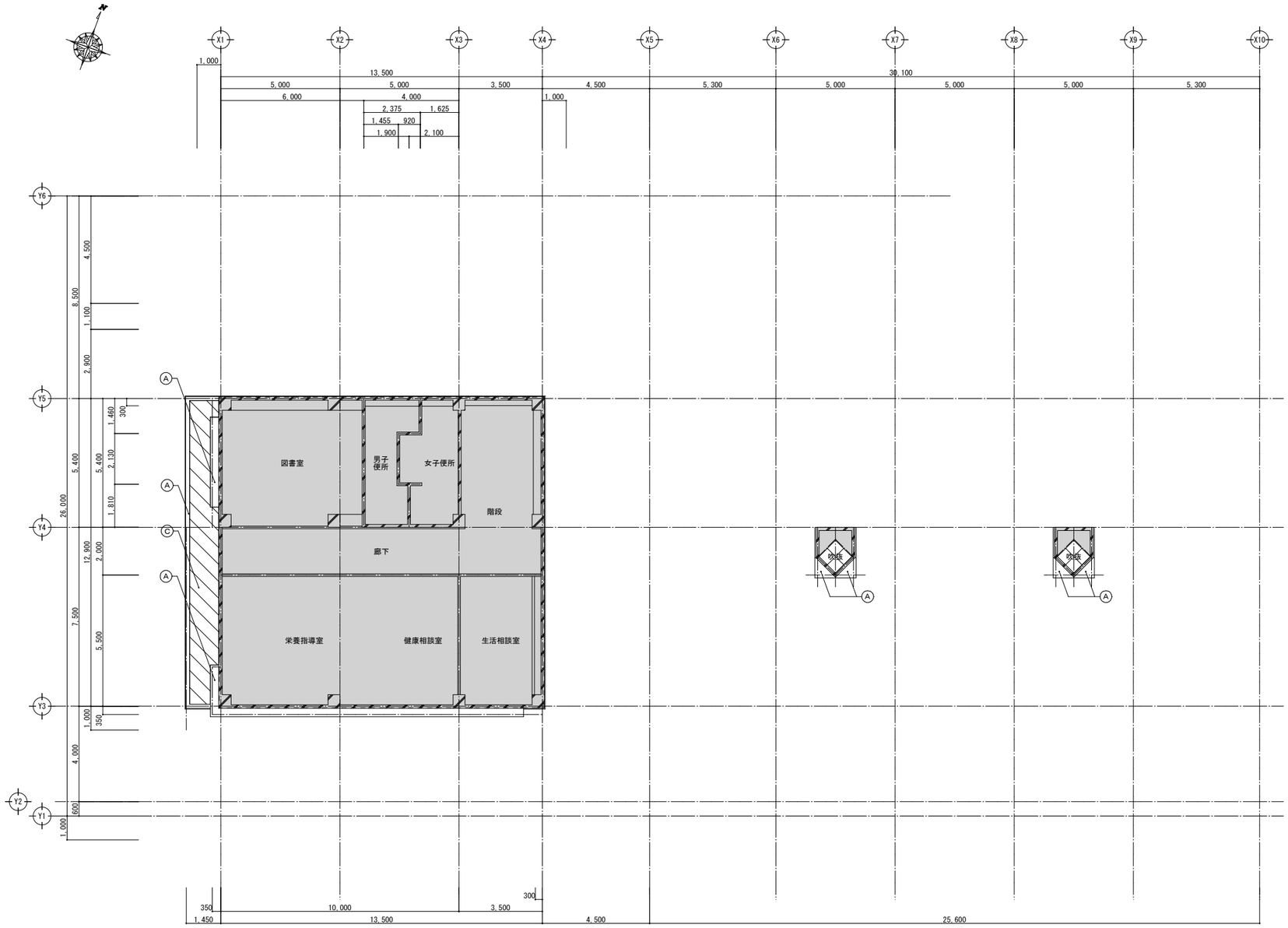

改修２階天井伏図　　Ｓ＝１／１００

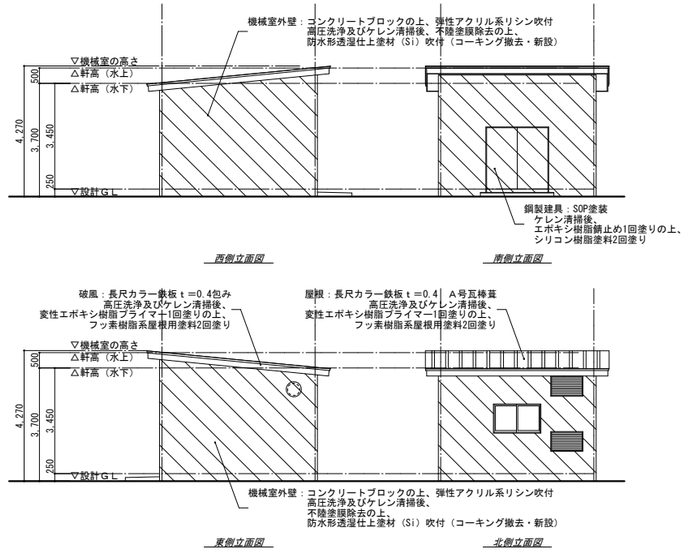

機械室改修図　　Ｓ＝１／１００

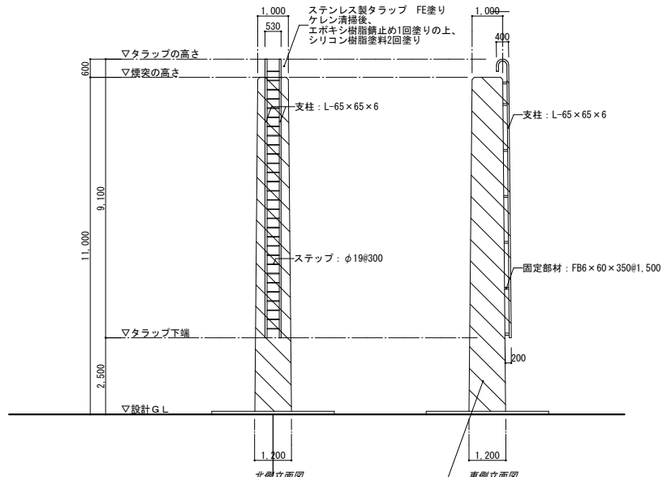

煙突改修図　　Ｓ＝１／１００

記号		仕　上
Ⓐ	改修前	コンクリート打放しの上、弾性アクリル系リシン吹付
	改修後	高圧洗浄及びケレン清掃後、不陸塗膜除去の上、防水形透湿仕上塗材（Si）吹付（コーキング撤去・新設）
Ⓑ	改修前	コンクリート打放しの上、合成樹脂エマルジョン系複層仕上塗材（RE）吹付
	改修後	高圧洗浄及びケレン清掃後、不陸塗膜除去の上、防水形透湿仕上塗材（Si）吹付（コーキング撤去・新設）
Ⓒ	改修前	フレキシブルボードｔ＝5　VE塗装
	改修後	高圧洗浄及び下地調整後、高付着浸透形エポキシシーラー1回塗りの上、シリコン樹脂塗料2回塗り

記号		仕　上
Ⓓ	改修前	フレキシブルボードｔ＝5　VP塗装　目透し張り
	改修後	高圧洗浄及び下地調整後、高付着浸透形エポキシシーラー1回塗りの上、シリコン樹脂塗料2回塗り
	改修前	
	改修後	
	改修前	
	改修後	

記号	仕　上
Ⓔ	岩綿吸音板ｔ＝12　キューブタイプ
Ⓕ	屋根下地現し

参　考　数　量	
部　位	数　量
機械室外壁　吹付塗替	70.00㎡
機械室鋼製建具　塗替	10.00㎡
コーキング（MS-2）　撤去新設	1式
煙突　塗替	46.00㎡
タラップ　塗替	1式

訂正

〒034-0094　青森県十和田市西二十二番町２－４１　TEL 0176(25)2100（代）FAX 0176(25)2101
一級　青森県知事登録　第３９７号　株式会社 石川設計

検印	主任担当	担当	担当	No.	工事名	図面番号	設　計
長畑	名久井			２１１３－００	老人福祉センター屋根外壁等改修工事	A−010	1級建築士登録第　２１９７１７号
				設計年月日　Ｒ３．６	図面名称　改修２階天井伏図、機械室改修図、煙突改修図	縮尺　Ａ１：１／１００　Ａ３：１／２００	長　畑　良　博